

## 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の記入方法について

### 【報告書 1 欄】 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条に基づく確定額

助成金支給決定通知書に記載された支給決定額（確定額）を記入してください。

### 【報告書 2 欄】 消費税額の申告により確定した消費税仕入控除税額

消費税の申告方式により、以下の通り記入してください。

	消費税申告方式	2 欄記入方法	助成金に係る仕入れ控除税額の算出方法
①	消費税の確定申告の義務がない場合 (新規～開業 2 年目もしくは、前々年度の課税売上高が 1,000 万円以下の事業主)	<b>0 円</b> と記入	助成金返還額はありませ ん
②	簡易課税方式により申告している場合		
③	公益法人（一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人）等で特定収入割合が 5% を超えている場合		
④	2 割特例を利用して申告している場合		
⑤	助成対象経費にかかる消費税を個別対応方式において「非課税売上のみ」に要するものとして申告している場合		
⑥	助成対象経費の全てが非（不）課税仕入となっている場合		
⑦	課税売上割合が 95% 以上かつ課税売上高が 5 億円以下の法人等の場合	<b>算出方法の 計算結果</b> を記入	助成金額 × 10/110
⑧	課税売上割合が 95% 未満または課税売上高が 5 億円超の法人等であって一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合	<b>算出方法の 計算結果</b> を記入	助成金額 × 課税売上割合 × 10/110
⑨	課税売上割合が 95% 未満または課税売上高が 5 億円超の法人等であって個別対応方式により消費税の申告を行っている場合	<b>算出方法 (A) と (B) の合計額</b> を記入	<u>(A)課税売上のみ</u> に要する助成対象経費に使用された助成金 $\text{助成金額} \times \text{助成対象経費のうち課税売上対応分} \div \text{助成対象経費} \times 10/110$ <u>(B)課税売上と非課税売上に共通して要する助成対象経費</u> に使用された助成金 $\text{助成金額} \times \text{助成対象経費のうち共通対応分} \div \text{助成対象経費} \times \text{課税売上割合} \times 10/110$

※ 課税売上割合 = 「課税期間の課税売上高（税抜） ÷ 課税期間の総売上高（税抜）」

※ 上記の計算については、計算処理の途中において小数点以下を切り捨てるなどの端数処理をしてはいけません。計算の最後に、1 円未満の端数を切り捨てます。

## 添付資料

以下を参考に、報告書の記載内容を確認するための書類を添付してください。  
(助成金返還額がない場合も添付が必要です)

(参考)

	消費税申告方式	添付書類
①	消費税の確定申告の義務がない場合 (新規～開業2年目もしくは、前々年度の課税売上高が1,000万円以下の事業主)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○助成事業実施年度の<b>前々年度</b>に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書(写)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料</li> <li>○新たに設立された法人の場合は、設立日、事業年度、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料(法人設立届出書(写)等)</li> <li>○消費税課税事業者選択不適用届出書(写)</li> <li>○免税事業所であることを証する書類(写)</li> </ul>
②	簡易課税方式により申告している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費税確定申告書(簡易課税用)(写)</li> </ul>
③	公益法人(一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人)等で特定収入割合が5%を超えている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費税確定申告書(写)</li> <li>○消費税確定申告書付表2(計算表)(写)</li> <li>○特定収入割合を確認できる書類(写)</li> </ul>
④	2割特例を利用して申告している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費税確定申告書(写)</li> </ul>
⑤	助成対象経費にかかる消費税を個別対応方式において「非課税売上のみ」に要するものとして申告している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費税確定申告書付表2(計算表)(写)</li> </ul>
⑥	助成対象経費の全てが非(不)課税仕入となっている場合	
⑦	課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費税確定申告書(写)</li> <li>○消費税確定申告書付表2(計算表)(写)</li> </ul>
⑧	課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○助成対象経費及び消費税控除税額の積算内訳(同封の様式)</li> </ul>
⑨	課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、個別対応方式により申告を行っている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費税確定申告書(写)</li> </ul>

- ※ 上記のケースに当てはまらない場合などは、お問い合わせください。
- ※ 消費税確定申告書(写)は、**助成事業実施時期を含む課税期間の書類**を提出してください。
- ※ 上記の資料で確認できない場合には、追加資料の提出をお願いすることとなります。
- ※ 提出にあたっては、税理士等とご相談のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。
- ※ 助成事業が複数あり、助成事業実施が事業年度をまたぐ場合は、それぞれの課税期間の書類が必要です。
- ※ 助成事業に係る経費について、会計仕訳や仕入科目、消費税の用途区分を総勘定元帳等により確認してください。

